

広島県告示第六百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三原市長谷町及び同市長谷四丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
	神田（一九一一） 大板中（一九一三） 荻路（二六五五） 荻路川（七八三九） 荻路川（七八三九隣b） 荻路川（七八三九隣c） 荻路川（七八三九隣d） 荻路川（七八三九隣e）	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流	次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり 次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
	神田（一九一一） 大板中（一九一三） 荻路（二六五五） 荻路川（七八三九） 荻路川（七八三九隣b） 荻路川（七八三九隣c） 土石流	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 土石流 土石流 土石流 土石流	区域の表示及び法規 第九條第二項に於ける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。